

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）」に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集の対象

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページ、記者発表

(2) 意見提出期間

平成31年3月4日（月）～平成31年4月2日（火）

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX又は郵送

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

3. 意見募集の結果

意見提出数

4件（うち本件に関わらない御意見2件）

4. 御意見の概要及び御意見に対する考え方について

別紙のとおり

※1件の提出で複数の意見を記載している場合も1件として計上しています。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について(案)」
に関する意見の概要と考え方

意見 番号	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	<p>2020年までにセイヨウオオマルハナバチを半減するという目標まであと1年だが、今回の運用案では例外措置がとられているが、目標達成に支障はないのか。最新の出荷量および今回の運用による出荷量の変化見込みを提示してほしい。</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチの代替種への転換は、本運用案のみによるものではなく、関係機関と連携した指導、関係団体の協力を得た情報発信等とともに総合的に促進する必要があります。法令に定める「生業の維持」の趣旨を踏まえて農業利用への一定の配慮を行いつつ、段階的に運用を変更するものであり、2020年までの目標に対する具体的な見通しを示すことは困難と考えています。関係団体への調査に基づき、2017年の出荷量を約62,000巣箱と把握していますが、本運用案による変化見込みを具体的に推定することは前記と同様の理由により困難です。引き続き、関係省庁や関係団体と連携し、セイヨウオオマルハナバチの代替種への転換の促進に努めます。</p>
2	全体	<p>環境省・農林水産省は、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの代替種として商用に開発されたクロマルハナバチを、クロマルハナバチが自然分布する地域で利用する場合の遺伝的攪乱のリスクを認識し、利用者側にネット展張等の逸出防止策を講じるよう推奨しているものの、本種は特定外来生物ではないため飼養管理に法的な拘束力はない。利用者側にその義務が課されないのであれば、一部の利用者が本種を野外に逸出させてしまう可能性が容易に想定できる。そこで、以下のように要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者には注意喚起するのではなく、メーカーあるいは販売業者に対し女王捕獲器(女王逸出防止システム)を巣箱に取り付けるよう指導すること。クロマルハナバチの女王捕獲器は小出ら(2008)によってすでに開発されている。 ・上述の女王捕獲器では雄蜂の逸出は防止できないため、野外繁殖期における利用・出荷は控えるよう指導すること。 ・利用者(主に農業従事者)に対して、本種商品は「国内外来種」に該当するものであり、セイヨウオオマルハナバチ同様に逸出させることは生物多様性・生態系に対して悪影響を及ぼすものであることを明示すること。 <p>メーカー・販売業者も、本種の逸出防止に最大限の努力を行うべきである。また、環境省と農林水産省は、「外来種被害防止行動計画」に基づき、国内由来の外来種の扱いについても十分な対策を講じることが使命であると認識している。</p> <p>なお、2005～2007年に実施されたクロマルハナバチの国内遺伝的分布調査では、大きく分けて3グループの地域性が示されていた(Tokoro et al. 2010)。高知県産のハプロタイプが関東を中心に分布するハプロタイプと同一で、すでに遺伝的攪乱が生じている可能性も示唆されている(同)。</p>	<p>環境省及び農林水産省では、遺伝的攪乱のリスクを最小化する観点から、代替種であるクロマルハナバチについても、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチと同様に逸出を防止し適切に管理する必要があることを、継続的に普及啓発しています。また、メーカーや販売業者に対しても、農業現場での利用者への同様の情報提供を求めています。</p> <p>ご指摘の逸出防止巣箱の開発等は、2017年4月に策定した「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」において、今後も実施が求められる事項と定めています。最新の技術開発の現状と課題を踏まえつつ、引き続き関係省庁や関係団体が連携し、遺伝的攪乱へも配慮したクロマルハナバチの適切な利用の促進に努めます。</p>